

令和元年10月17日宣告 裁判所書記官 須 藤 智映子

平成30年(わ)第281号, 第310号, 第384号, 第481号, 平成31年
(わ)第83号, 第140号, 令和元年(わ)第248号, 第302号

判 決

本 籍

住 居

Y

昭和48年 月 日生

上記の者に対する窃盗, 詐欺被告事件について, 当裁判所は, 検察官丸山貴洋,
国選弁護人中澤秀昭各出席の上審理し, 次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役5年に処する。

未決勾留日数中300日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は, 氏名不詳者らと共謀の上,

第1 【平成30年11月5日付け起訴状記載の公訴事実第1, 第2に対応】

1 金融庁職員等になりすまして高齢者からキャッシュカードを窃取しようと考え, 平成30年7月19日午後1時4分頃, 岐阜県可児市

に金融庁職員を装って訪れ, 同所において, A (当時

88歳) 名義のキャッシュカード1枚を封筒に入れ, 同人が目を離した隙に,
その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し, 同人管理の前記キャッシュカード1枚を窃取し,

2 前記1のように窃取した岐阜信用金庫可児支店発行の A 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え, 同日午後1時43分頃から同日

午後1時45分頃までの間に、同県美濃加茂市 株式会社
十六銀行美濃加茂支店において、同所に設置された現金自動預払機に同キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、前記美濃加茂支店長 B 管理の現金合計100万円を引き出し窃取し、

第2 【令和元年6月24日付け起訴状記載の公訴事実、同年7月19日付け起訴状記載の公訴事実第1～第3、第6に対応】

1 金融庁職員等になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年7月19日、名古屋市 を金融庁職員になりすました被告人が訪れ、同所において、 C （当時93歳）に同人名義のキャッシュカード2枚を封筒に入れさせた上、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード2枚を窃取し、

2 同日午後7時4分頃から同日午後7時6分頃までの間、名古屋市 株式会社大垣共立銀行茶屋坂支店において、同所に設置された現金自動預払機に、前記1のように窃取した株式会社愛知銀行本山支店及び株式会社ゆうちょ銀行発行の C 名義のキャッシュカード2枚を挿入して同機を作動させ、前記茶屋坂支店長 D 管理の現金合計100万円を引き出して窃取し、

3 同月20日午前零時50分頃から同日午前零時51分頃までの間、同市 セブンイレブン に
において、同所に設置された現金自動預払機に、前記1のように窃取した株式会社ゆうちょ銀行発行の C 名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、株式会社セブン銀行お客様サービス部長 E 管理の現金合計50万円を引き出して窃取し、

4 同日午前9時14分頃、同市 株式会社名古屋銀行今池支店において、同所に設置された現金自動預払機に、前記1のように窃取した株式会社愛知銀行本山支店発行の C 名義のキャッシュ

カード1枚を挿入して同機を作動させ、前記今池支店長 F 管理の現金50万円を引き出して窃取し、

- 5 同月21日午前10時59分頃から同日午前11時頃までの間、群馬県桐生市 株式会社横浜銀行桐生支店において、同所に設置された現金自動預払機に、前記1のように窃取した株式会社愛知銀行本山支店及び株式会社ゆうちょ銀行発行の C 名義のキャッシュカード2枚を挿入して同機を作動させ、前記桐生支店長 G 管理の現金合計100万円を引き出して窃取し、

第3 【令和元年7月19日付け起訴状記載の公訴事実第4、第5に対応】

- 1 金融庁職員等になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年7月20日、愛知県半田市 を金融庁職員を装って訪れ、同所において、 H （当時80歳）から手渡された同人ほか1名名義のキャッシュカード2枚を封筒に入れ、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード2枚を窃取し、
- 2 同日午後1時57分頃から同日午後1時58分頃までの間に、同市 知多信用金庫青山支店において、同所に設置された現金自動預払機に、前記1のように窃取した同信用金庫南支店発行の H ほか1名名義のキャッシュカード2枚を順次挿入して同機を作動させ、前記青山支店長 I 管理の現金合計100万円を引き出して窃取し、

第4 【平成31年2月26日付け起訴状記載の公訴事実に対応】

金融庁職員等になりすまして現金をだまし取るとともにキャッシュカードを窃取しようと考え、

- 1 平成30年7月25日午後5時45分頃から同日午後7時頃までの間に、氏名不詳者が複数回にわたり、埼玉県南埼玉郡宮代町 に電話をかけ、 J （当時86歳）に対し、同人保管の現金が偽札かど

うか確認する必要があるので金融庁の者を行かせる旨うそを言い、さらに、同日午後7時頃、被告人が金融庁職員を装って前記 J 方を訪れ、J をして、被告人が金融庁職員であり、偽札かどうか確認するために被告人に現金を預ける必要がある旨誤信させ、よって、被告人が J から現金約320万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させ、

- 2 同日午後7時頃、前記 J 方において、J に同人ほか1名名義のキャッシュカード2枚を封筒に入れさせた上、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード2枚を窃取し、

第5 【平成30年12月28日付け起訴状記載の公訴事実第1～第5に対応】

- 1 金融庁職員等になりすまして高齢者からキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年7月26日午後3時頃、福島県白河市に金融庁職員を装って訪れ、同所において、K（当時75歳）名義のキャッシュカード4枚を封筒に入れさせた上、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード4枚を窃取し、
- 2 前記1のように窃取した K 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日午後4時頃から同日午後4時5分頃までの間に、同県西白河郡矢吹町 白河信用金庫矢吹支店において、同所に設置された現金自動預払機に前記 K 名義のキャッシュカード4枚を順次挿入して同機を作動させ、同支店統括店長 L 管理の現金合計200万円を引き出し窃取し、
- 3 前記1のように窃取した K 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同月27日午前零時10分頃から同日午前零時13分頃までの間に、茨城県結城市 セブンイレブン 共同出張所において、同所に設置された現金自動預払機に前記 K 名義のキャッシュ

カード2枚を順次挿入して同機を作動させ、株式会社セブン銀行お客さまサービス部長 E 管理の現金合計100万円を引き出し窃取し、

4 前記1のように窃取した K 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日午前零時23分頃から同日午前零時25分頃までの間に、同市 ローソン 共同出張所において、同所に設置された現金自動預払機に前記 K 名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、株式会社東邦銀行執行役員業務支援部長 M 管理の現金合計50万円を引き出し窃取し、

5 前記1のように窃取した K 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日午前8時59分頃、同県筑西市 株式会社筑波銀行川島支店において、同所に設置された現金自動預払機に前記 K 名義のキャッシュカード1枚を挿入して同機を作動させ、同支店長 N 管理の現金50万円を引き出し窃取し、

第6 【平成31年3月25日付け、同月28日付け各起訴状記載の公訴事実に対応】

1 金融庁職員等になりすまして高齢者からキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年7月27日午後2時30分頃、群馬県桐生市

において、 O （当時77歳）に同人名義のキャッシュカード4枚を封筒に入れさせた上、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード4枚を窃取し、

2 前記1のように窃取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、別表1記載のとおり、平成30年7月27日午後3時17分頃から同年8月2日午前9時2分頃までの間に、同表払出し場所欄記載の合計14箇所に設置された各現金自動預払機に、前記 O 名義のキャッシュカード4枚をそれぞれ挿入して各機を作動させ、各機から同表管理者欄記載の者らがそれぞれ管理する同表引き出し金額欄記載の現金合計795万5000円を引き出し窃取し、

第7 【平成30年9月19日付け起訴状記載の公訴事実、同年12月28日付け起訴状記載の公訴事実第6に対応】

1 金融庁職員等になりすまして高齢者からキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年8月6日午後2時40分頃、山梨県北杜市

を金融庁職員を装って訪れ、同所において、 P (当時73歳) 名義のキャッシュカード4枚を封筒に入れ、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード4枚を窃取し、

2 前記1のように窃取した P 名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、別表2記載のとおり、平成30年8月6日午後3時45分頃から同日午後4時23分頃までの間に、同表場所欄記載の各所に設置された各現金自動預払機に、前記 K 名義のキャッシュカード4枚をそれぞれ挿入して各機を作動させ、各機から同表管理者欄記載の者らがそれぞれ管理する同表金額欄記載の現金合計160万円を引き出し窃取し、

第8 【平成30年8月29日付け起訴状記載の公訴事実に対応】

金融庁職員等になりすまして高齢者からキャッシュカードを窃取しようと考え、平成30年8月8日午後6時頃、甲府市 を金融庁職員を装って訪れ、同所において、 Q (当時86歳) に同人ほか1名名義のキャッシュカード4枚を封筒に入れさせた上、同人が目を離した隙に、その封筒をあらかじめ別に用意していたポイントカード入りの封筒とすり替えて持ち出し、同人管理の前記キャッシュカード4枚を窃取し

た。

(証拠の標目) (括弧内の甲乙の番号は検察官請求証拠の番号を示す。)

判示事実全部について

○ 被告人の公判供述

判示第1の1、同2の事実について

○ 第2回公判調書中の被告人供述部分、被告人の検察官調書(乙4)

○ A の警察官調書（甲19）

○ 写真撮影報告書（甲29）

○ 捜査関係事項照会回答書（甲28）

○ 被害届（甲18）

判示第1の1の事実について

○ 解析結果報告書（甲20），写真撮影報告書（甲21，23），領置経過報告書（甲22）

判示第1の2の事実について

○ ビデオ解析報告書（甲27）

○ 答申書（甲24），捜査関係事項照会書謄本（甲25）とその回答書面（甲26）

判示第2の1の事実について

○ 被告人の検察官調書（乙21），警察官調書（乙20）

○ C の検察官調書（甲150），警察官調書（甲147，149）

○ 写真撮影報告書（甲151，154）

○ 現場鑑識資料採取報告書（甲155），現場指紋等確認通知書（甲156）

○ 被害届（甲146）

判示第2の2ないし5，判示第3の1，同2の事実について

○ 被告人の検察官調書（乙26）

判示第2の2ないし5の事実について

○ 被告人の警察官調書（乙22）

判示第2の2，同3，同5の事実について

○ 捜査関係事項照会回答書（甲162）

判示第2の2の事実について

○ 捜査報告書（甲165），電話通信書（甲166）

○ 答申書（甲160），回答書（甲161），捜査関係事項照会書謄本（甲163）とその回答（「0043：0501：2018.07.19 19:06:32」と記載のあるもの）（甲164）

判示第2の3の事実について

- 捜査報告書（甲171, 172）, 電話通信書（甲173, 174）
- 答申書（甲168）

判示第2の4の事実について

- 捜査報告書（甲178）, 電話通信書（甲179）
- 答申書（甲175）, 捜査関係事項照会書謄本（甲176）とその回答書（甲177）

判示第2の5の事実について

- 捜査報告書（甲199）, 同抄本（甲198）, 電話通信書（甲200）
- 答申書（甲196）

判示第3の1の事実について

- 被告人の警察官調書（乙23）
- H の警察官調書（甲186, 187）
- 捜査報告書（甲181）, 写真撮影報告書（甲182～185）
- 被害届（甲180）

判示第3の2の事実について

- 被告人の警察官調書（乙24）
- 捜査報告書（甲191）, 写真撮影報告書（甲194）
- 答申書（甲188）, 捜査関係事項照会書謄本（甲189）とその回答（「預金取引明細表1」と題する書面）（甲190）, 回答書（甲193）

判示第4の1, 同2の事実について

- 被告人の検察官調書（乙10）
- J の警察官調書（甲61, 62）
- 写真撮影報告書（甲63）, 捜査報告書（甲66）
- 被害届（甲60）

判示第4の2の事実について

- 写真撮影報告書（甲65）

判示第5の1ないし5の事実について

- 第3回公判調書中の被告人供述部分，被告人の検察官調書（乙8）

判示第5の1の事実について

- 被告人の警察官調書（乙6）
- K の警察官調書（甲31，32）
- 実況見分調書（甲33）
- 捜査復命書（甲34），写真撮影報告書（甲36）
- 被害届（甲30）

判示第5の2ないし5の事実について

- 被告人の警察官調書（乙7）

判示第5の2の事実について

- 捜査復命書（甲38）
- 答申書（甲37）

判示第5の3の事実について

- 捜査復命書（甲41）
- 答申書（甲39），回答書（甲40）

判示第5の4の事実について

- 捜査復命書（甲45）
- 答申書（甲42），電話収発用紙（甲43），回答書（甲44）

判示第5の5の事実について

- 捜査復命書（甲48）
- 答申書（甲46），捜査関係事項照会回答書（「ジャーナル詳細印刷」と記載のある書面）（甲47）

判示第6の1，同2別表1番号1ないし33の事実について

- O の警察官調書（甲69）
- 被害届（甲68）

判示第6の1の事実について

- 被告人の検察官調書（乙14, 15），警察官調書（乙13）
- 被害現場確認報告書（甲70），被害状況再現報告書（甲71），領置経過報告書
謄本（甲72）
- 現場指掌紋取扱書（甲73），該当指掌紋発見通知書（甲74）

判示第6の2別表1番号1から33までの事実について

- 被告人の検察官調書（乙17），警察官調書（乙16）

判示第6の2別表1番号1，同番号2の事実について

- 防犯カメラ確認結果報告書（甲83）
- 被害事実答申書（甲124）

判示第6の2別表1番号1，同番号13，同番号26の事実について

- 預金取引履歴明細表（甲78）

判示第6の2別表1番号1の事実について

- 捜査関係事項照会書謄本（甲84）とその回答（「取引日時2018.07.27 15:17:03」
と記載のある書面）（甲85）

判示第6の2別表1番号2，同番号10から12，同番号20から22，同番号29から31の
事実について

- 捜査関係事項照会回答書（甲76）

判示第6の2別表1番号2の事実について

- 資料入手報告書（甲86）

判示第6の2別表1番号3，同番号25，同番号32，同番号33の事実について

- 捜査関係事項照会書謄本（甲79），預金取引履歴照会票（甲80）

判示第6の2別表1番号3の事実について

- 防犯カメラ確認結果報告書（甲87）
- 捜査関係事項照会書謄本（甲88）とその回答（「CASH CARD」と記載のある
書面）（甲89），被害事実答申書（甲125）

判示第6の2別表1番号4から9, 同番号14から19, 同番号23, 同番号24, 同番号27, 同番号28の事実について

- 回答書 (甲82)

判示第6の2別表1番号4から9の事実について

- 捜査関係事項照会書謄本 (甲90) とその回答 (ATM装置番号1109462のもの) (甲91), 答申書 (甲126)

判示第6の2別表1番号10から12の事実について

- 捜査関係事項照会書謄本 (甲92) とその回答書 (甲93), 事実答申書 (甲127)

判示第6の2別表1番号13の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書 (甲94)
- 捜査関係事項照会回答書 (甲96), 被害事実答申書 (甲128)

判示第6の2別表1番号14から19の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書 (甲97)
- 捜査関係事項照会書謄本 (甲98) とその回答 (ATM装置番号1106116のもの) (甲99), 答申書 (甲129)

判示第6の2別表1番号20から22の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書 (甲100)
- 捜査関係事項照会書謄本 (甲101) とその回答 (ATM装置番号1102954のもの) (甲102), 答申書 (甲130)

判示第6の2別表1番号23, 同番号24の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書 (甲103)
- 捜査関係事項照会書謄本 (甲104) とその回答 (ATM装置番号1121716のもの) (甲105), 答申書 (甲131)

判示第6の2別表1番号25の事実について

- 電話用紙 (甲108)
- 回答書 (甲107), 被害事実答申書 (甲132)

判示第6の2別表1番号26の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書（甲109）
- 回答書（甲111），被害事実答申書（甲133）

判示第6の2別表1番号27，同番号28の事実について

- 防犯カメラ画像確認結果報告書（甲112）
- 回答書（甲114），答申書（甲134）

判示第6の2別表1番号29から31の事実について

- 電話用紙（甲117）
- 捜査関係事項照会書謄本（甲115）とその回答（ATM装置番号1100378のもの）（甲116），答申書（甲135）

判示第6の2別表1番号32の事実について

- 写真撮影報告書（甲118）
- 捜査関係事項照会回答書（甲120），被害事実答申書（甲136）

判示第6の2別表1番号33の事実について

- 防犯カメラ確認結果報告書（甲121）
- 捜査関係事項調査回答書（甲123），被害事実答申書（甲137）

判示第7の1，第8の事実について

- 第1回公判調書中の被告人供述部分
- 資料作成報告書（甲17）

判示第7の1の事実について

- 被告人の検察官調書（乙3）
- P の警察官調書（甲11，12）
- 写真撮影報告書（甲13），同謄本（甲16），現場確認報告書（甲14），領置報告書謄本（甲15）
- 被害届（甲10）

判示第7の2別表2番号1ないし4の事実について

○ 被告人の検察官調書（乙 9）

判示第 7 の 2 別表 2 番号 1 の事実について

○ 解析結果報告書（甲 51）

○ 答申書（甲 50）

判示第 7 の 2 別表 2 番号 2 の事実について

○ 答申書（甲 52），電話収発用紙（甲 53，54），捜査関係事項照会回答書謄本（「検索結果画面」と題する書面）（甲 55）

判示第 7 の 2 別表 2 番号 3 の事実について

○ 答申書（甲 56），捜査関係事項照会回答書謄本（甲 57）

判示第 7 の 2 別表 2 番号 4 の事実について

○ 答申書（甲 58），回答書（甲 59）

判示第 8 の事実について

○ 被告人の検察官調書（乙 2）

○ Q の警察官調書（甲 3）

○ 緊急逮捕手続書（甲 1），搜索差押調書謄本（甲 4）

○ 写真撮影報告書謄本（甲 5，7），領置報告書謄本（甲 6），現場確認報告書（甲 8）

○ 被害届（甲 2）

（法令の適用）

被告人の判示第 1 の 1，同 2，判示第 2 の 1 ないし 5，判示第 3 の 1，同 2，判示第 4 の 2，判示第 5 の 1 ないし 5，判示第 6 の 1，第 6 の 2 別表 1 番号 1 と同番号 2，同番号 3，同番号 4 から 9 と同番号 14 から 24 と同番号 27 から 31，同番号 10 から 12，同番号 13，同番号 25，同番号 26，同番号 32，同番号 33，判示第 7 の 1，判示第 7 の 2 別表 2 番号 1 から 4，判示第 8 の各所為はいずれも刑法 60 条，235 条（判示第 1 の 2，判示第 2 の 2，同 5，判示第 3 の 2，判示第 5 の 2 ないし 4，判示第 6 の 2 別表 1 番号 1 と同番号 2，同番号 4 から 9 と同番号 14 から 24 と同番号 27

から31、同番号10から12は、それぞれ包括一罪)に該当するところ、各所定刑中いずれも懲役刑を選択し、判示第4の1の所為は同法60条、246条1項に該当するところ、以上は同法45条前段の併合罪であるから、同法47条本文、10条により犯情の最も重い判示第6の2別表番号4から9と同番号14から24と同番号27から31の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役5年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中300日をその刑に算入し、訴訟費用は、刑訴法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

被告人は、高齢者からキャッシュカードを盗み取り、これに係る金融機関口座から現金を引き出す「受け子」、「出し子」の役を繰り返した。窃取したキャッシュカードは合計23枚、引き出し窃取した現金は合計1855万円を超える。そのほかに約320万円の現金も詐取している。本件が高齢者の不安に付け込み高額の現金を組織的・計画的に窃取する、悪質かつ卑劣な犯罪であることはいうまでもない。被告人は、犯罪組織が現金獲得という究極的目的を果たすために不可欠で重要な役割を果たした。被告人は、一度に高額の収入が得られる「裏バイト」を検索して組織構成員に接触し、特殊詐欺等に加担する「受け子」の役割を務めることになると当初から認識しておりながら、自らの役割を果たすことを繰り返しているのであり、その犯意の強固さは明らかで、犯行による報酬を実際に得たと認めている点も含め、厳しい非難に値する。被告人は、自律神経失調症等のためなかなか就職できなかったとか、住宅ローン等の返済をしなければならなかったとか、組織構成員から脅されたり、警察が事件を揉み消してくれると言いくるめられたりして、犯行を断れなかったとかと述べているが、親族や警察に相談するなど他に採り得る手段がいくらでもあるのに組織のために犯罪を遂行するのは、高齢の被害者らを犠牲にして自らの保身を図っているというほかなく、酌むべき余地は乏しい。被告人は、贖罪寄付をしているが、被害者らに対する弁償や慰謝の措置は何らとっていない。適切な監督者がいることもうかがわれない。以上によれば、各事実を認めて反省の姿勢を示

していること、犯罪組織の上位者ではないこと、前科がないことなどの事情を考慮に入れても、被告人に対しては、主文のとおりの実刑に処するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑・懲役6年)

令和元年10月17日

甲府地方裁判所刑事部

裁判官

横山泰造